

◆◇-----  
令和7年7月2日

[発行：名古屋市消費生活センター]

なごや消費生活注意喚起情報【第21号】脱毛の無料体験だけのつもりが高額な契約をしてしまった！

-----◆◇  
夏に向けて、エステや美容医療のトラブルが増加しています。

### ■SNSの広告を見て、無料体験だけのつもりで脱毛サロンに行ったら…

SNSの広告を見て脱毛サロンの無料体験に出向いた。カウンセリングで、永久保証の30万円コース（6回）を勧められ、高額だが永久にサービスが受けられるのであればと思い、24回払いのローンを組んで契約した。

#### 【ケース1】自宅に帰って冷静になって考えると、支払いが続けられるか心配になった。やめたい。

契約期間が1か月を超え、契約金額が5万円を超えるエステサービスの契約は、契約書面を受け取った日から8日以内はクーリング・オフができます。ハガキやメールなどでクーリング・オフの通知を出しましょう。ローンを組んでいる場合は、エステ店とローン会社の両方に出してください。ローン会社への通知はメールなどの方法は認められていませんので、ハガキで通知しましょう。

#### 【ケース2】永久に通い放題の脱毛エステを2年目に中途解約しようとしたら断られた。

勧誘時に「永久保証」「通り放題」などと言われても、実際の契約上の期間は短い場合があります。契約期間内であれば、未施術分を清算して中途解約ができますが、契約期間が過ぎていれば、施術回数が残っていても中途解約はできません。また、「通り放題」と言われても契約上の回数分の施術を受け終わっていても中途解約はできません。契約前に期間や回数など契約の詳細をよく確認しましょう。

#### 【ケース3】通っていたエステ店が倒産してしまった。今後もローンを支払う必要があるのか。

エステ店が倒産しても、すでに施術を受けた分は支払う必要があります。すべての施術を受け終わっている場合は、全額を支払うことになります。

契約期間内で未施術の回数が残っている場合は、これまでの施術回数を証明する書類等を準備してローン会社に相談してください。契約期間を過ぎている場合は、今後の支払い免除を認めてもらうことは困難です。

### ■エステ、美容医療でトラブルにあわないために…

エステ契約は個室の中で勧誘されることが多く、冷静な状態で判断できずに契約してしまいがちです。

- カウンセリングや無料体験に行くときは、行ったその日に契約しないこと、不要ならきっぱり断るという気持ちを持って話を聞きましょう。
- 長期にわたる契約の場合は、生活の変化などで通えなくなることや倒産のリスクがあることも考えてよく検討しましょう。
- 必ず契約書面で契約上の期間・回数と単価を確認しましょう。
- リスクや副作用についても十分に説明を求めましょう。

### ◆◇----- ■「困った」「おかしいかな?」と思ったときは

名古屋市消費生活センター Tel:052-222-9671 (くろーない) 月～土(祝休日、年末年始を除く) 9:00～16:15

▶ウェブサイト <https://www.seikatsu.city.nagoya.jp/>

▶X(旧 Twitter) <https://twitter.com/nagoyashishouhi>



←ウェブサイト

X(旧 Twitter) →

